

令和5年第1回日進市議会臨時会  
議 案 表

市長提出

- |        |   |
|--------|---|
| 議案第33号 | 専決処分事項の承認を求めることについて<br>(日進市税条例の一部を改正する条例)       |
| 議案第34号 | 専決処分事項の承認を求めることについて<br>(日進市都市計画税条例の一部を改正する条例)   |
| 議案第35号 | 専決処分事項の承認を求めることについて<br>(日進市国民健康保険税条例の一部を改正する条例) |
| 議案第36号 | 専決処分事項の承認を求めることについて<br>(令和5年度日進市一般会計補正予算(第2号))  |
| 議案第37号 | 日進市税条例の一部改正について                                 |
| 議案第38号 | 令和5年度日進市一般会計補正予算(第3号)について                       |
| 議案第39号 | 工事請負契約の締結について(香久山小学校南棟・中棟/外壁等<br>改修工事)          |
| 議案第40号 | 工事請負契約の締結について(日進中学校始め4校/特別教室等<br>空調設備設置工事)      |



## 議案第 33 号

### 専決処分事項の承認を求めることについて (日進市税条例の一部を改正する条例)

次の事項について、緊急執行を要したため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 5 年 5 月 18 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

#### 1 提案理由

この案を提出するのは、地方税法の一部改正に伴い、日進市税条例の一部を改正する必要があるからであります。

#### 2 主な改正点

- (1) 固定資産税について、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置を創設する。
- (2) 軽自動車税の種別割について、環境性能に応じた税率区分に基づく税額の減額措置の適用期限を 3 年間延長する。ただし、一部の営業車は 2 年間の延長とする。
- (3) その他必要な規定の整理を行う。



専決第2号

専決処分の実施について

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のことを専決処分した。

記

日進市税条例の一部を改正する条例  
(別紙)

令和5年3月31日

日進市長 近藤 裕 貴



日進市税条例の一部を改正する条例

令和 5 年 3 月 31 日

条 例 第 10 号

日進市税条例(昭和29年日進町条例第5号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(納税証明事項)</p> <p>第20条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は<u>二輪</u>の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)</p> <p>第44条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式又は<u>第5号の15の2様式若しくは施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書により納入しなければならない。</u></p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第46条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式又は<u>第22号の4の2様式</u>による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2～4 略</p>	<p>(納税証明事項)</p> <p>第20条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は<u>2輪</u>の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)</p> <p>第44条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による<u>納入書によって納入</u>しなければならない。</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第46条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2～4 略</p>

5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

6～16 略

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手續)

第48条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

2 前項の場合には、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

6～16 略

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手續)

第48条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。



### 3・4 略

(種別割の税率)

第75条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

#### (1) 原動機付自転車

ア 略

イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

エ 三輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するもの)にあっては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

#### (2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

(ア) 二輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

(イ) 三輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 四輪以上のもの

a・b 略

イ 略

(3) 二輪の小型自動車 年額 6,000円

(種別割に関する申告又は報告)

第78条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、

### 3・4 略

(種別割の税率)

第75条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

#### (1) 原動機付自転車

ア 略

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するもの)にあっては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

#### (2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

(ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

(イ) 3輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 4輪以上のもの

a・b 略

イ 略

(3) 2輪の小型自動車 年額 6,000円

(種別割に関する申告又は報告)

第78条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、

軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

#### 4 略

(たばこ税の申告納付の手続)

第90条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第88条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては

軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

#### 4 略

(たばこ税の申告納付の手続)

第90条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第88条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては

同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第88条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～4 略

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第93条第2項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

第93条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。

2 略

附 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民

同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第88条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～4 略

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第93条第2項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

第93条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

2 略

附 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民

税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第35条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第35条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2・3 略

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで又は第63条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第57条の2第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで若しくは第63条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2 略

3 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

4 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

5 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

6 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設

税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第35条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第35条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2・3 略

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条又は第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第57条の2第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第63条若しくは第64条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2 略

3 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

4 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

5 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

6 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設

備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

- 7 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 8 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 9 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 10 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 11 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 12 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 13 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
- 14 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 15 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
- 16 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 17 略
- 18 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申

備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

- 7 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 8 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 9 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 10 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 11 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 12 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 13 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
- 14 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 15 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
- 16 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 17 略
- 18 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は零(生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画(中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第50条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。)に定める業種に属する事業の用に供する法附則第64条に規定する特例対象資産にあつては、零)とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申

告)

第10条の3 略

2～11 略

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 当該工事が完了した年月日

(5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

告)

第10条の3 略

2～11 略

12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 略

14 略

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の3 略

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の7 略

2 略

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第75条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略
---

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げ

(6) 略

13 略

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の3 法第451条第1項第1号(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間(附則第15条の7第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第73条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の3の2 略

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の7 略

2 略

3 自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第74条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第75条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略
---

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げ

る三輪以上の軽自動車に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略
---

る三輪以上の軽自動車に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略
---

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この条において「ガソリン軽自動車」という。)のうち三輪以上のものに対する第75条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第75条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	5,200円



	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ)b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第75条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a中

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(営業用の乗用のものに限る。)に対する第75条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句

「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

- 4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第75条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

## 2・3 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のため

は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第75条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車の前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

## 2・3 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のため

の譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) 略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 略

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第24条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請

の譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) 略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 略

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第24条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属す

求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第33条の7の規定を適用する。

る年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第33条の7の規定を適用する。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

### (固定資産税に関する経過措置)

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の日進市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

### (軽自動車税に関する経過措置)

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の日進市税条例附則第15条の3及び第15条の7第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

## 議案第34号

専決処分事項の承認を求めることについて  
(日進市都市計画税条例の一部を改正する条例)

次の事項について、緊急執行を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和5年5月18日提出

日進市長 近藤裕貴

### 1 提案理由

この案を提出するのは、地方税法の一部改正に伴い、日進市都市計画税条例の一部を改正する必要があるからであります。

### 2 主な改正点

地方税法の一部改正にあわせ、必要な規定の整理を行う。



専決第3号

専決処分の実施について

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のことを専決処分した。

記

日進市都市計画税条例の一部を改正する条例  
(別紙)

令和5年3月31日

日進市長 近藤 裕 貴





日進市都市計画税条例の一部を改正する条例

令和 5 年 3 月 31 日  
 条 例 第 11 号

日進市都市計画税条例(昭和42年日進町条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(法附則第15条第32項の条例で定める割合)</p> <p>2 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>(法附則第15条第33項の条例で定める割合)</p> <p>3 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>(法附則第15条第43項の条例で定める割合)</p> <p>4 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>17 法附則第15条第1項、<u>第9項、第13項、第15項、第17項、第19項、第24項、第32項、第33項、第35項、第39項、第43項若しくは第46項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>(法附則第15条第33項の条例で定める割合)</p> <p>2 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>(法附則第15条第34項の条例で定める割合)</p> <p>3 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>(法附則第15条第44項の条例で定める割合)</p> <p>4 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>17 法附則第15条第1項、<u>第10項、第14項、第16項、第18項、第20項、第25項、第33項、第34項、第36項、第40項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</u></p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の日進市都市計画税条例(以下「新条例」という。)の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第18号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第17項の規定の適用については、同項中「、第43項若しくは第46項」とあるのは、「若

しくは第43項」とする。

## 議案第 35 号

### 専決処分事項の承認を求めることについて (日進市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

次の事項について、緊急執行を要したため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 5 年 5 月 18 日提出

日進市長 近藤 裕 貴

#### 1 提案理由

この案を提出するのは、地方税法施行令の一部改正による国民健康保険税の賦課限度額の引き上げ及び減額措置に係る軽減判定所得の基準の見直しにより、日進市国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるからであります。

#### 2 主な改正点

- (1) 国民健康保険税の賦課限度額について、後期高齢者支援金等課税額を 20 万円から 22 万円に引き上げる。
- (2) 国民健康保険税の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5 割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を 28 万 5 千円から 29 万円に、2 割軽減の基準については 52 万円から 53 万 5 千円にそれぞれ引き上げる。
- (3) その他必要な規定の整理を行う。



専決第4号

専決処分の実施について

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のことを専決処分した。

記

日進市国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
(別紙)

令和5年3月31日

日進市長 近藤 裕 貴



日進市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

令和 5 年 3 月 31 日

条 例 第 12 号

日進市国民健康保険税条例(昭和43年日進町条例第12号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>22万円</u>を超える場合には、<u>22万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>20万円</u>を超える場合には、<u>20万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場</p>

合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき535,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

## 2 略

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の3第1項において同じ。)である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定す

合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

## 2 略

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の3において同じ。)である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対



る特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)及び」とする。

(特例対象被保険者等に係る申告)

#### 第24条の3 略

- 2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)又は雇用保険受給資格通知(同令第19条第3項に規定するものをいう。)の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

#### 附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条第1項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有す

象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)及び」とする。

(特例対象被保険者等に係る申告)

#### 第24条の3 略

- 2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

#### 附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条第1項の規定の適用については、同項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有す

る場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは

る場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは

「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山

「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及

林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得

び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に

等の金額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定

に係る事業所得等の金額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項

の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

### (適用区分)

- 2 この条例による改正後の日進市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第36号

専決処分事項の承認を求めることについて  
(令和5年度日進市一般会計補正予算(第2号))

令和5年度日進市一般会計補正予算(第2号)について、緊急執行を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和5年5月18日提出

日進市長 近藤裕貴





専決第5号

専決処分の実施について

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のことを専決処分した。

記

令和5年度日進市一般会計補正予算（第2号）  
（別紙）

令和5年4月24日

日進市長 近藤裕貴



令和5年度（第2号）

日進市一般会計補正予算書

## 令和5年度日進市一般会計補正予算（第2号）

令和5年度日進市の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ96,995千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,341,750千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	既定額	補正額	計
15. 国庫支出金		4,558,155	96,995	4,655,150
	4. 国庫交付金	571,928	96,995	668,923
歳入合計		29,244,755	96,995	29,341,750

歳 出

単位：千円

款	項	既 定 額	補 正 額	計
3. 民生費		13,538,427	96,995	13,635,422
	2. 児童福祉費	7,219,083	96,995	7,316,078
歳 出 合 計		29,244,755	96,995	29,341,750

令和5年度（第2号）

日進市一般会計補正予算説明書

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括 歳入

単位：千円

款	既定額	補正額	計
1. 市税	16,022,779		16,022,779
2. 地方譲与税	183,700		183,700
3. 利子割交付金	7,100		7,100
4. 配当割交付金	100,000		100,000
5. 株式等譲渡所得割交付金	64,000		64,000
6. 法人事業税交付金	90,000		90,000
7. 地方消費税交付金	1,900,000		1,900,000
8. ゴルフ場利用税交付金	1,600		1,600
9. 環境性能割交付金	50,000		50,000
10. 地方特例交付金	106,001		106,001
11. 地方交付税	40,000		40,000
12. 交通安全対策特別交付金	10,000		10,000
13. 分担金及び負担金	321,255		321,255
14. 使用料及び手数料	359,967		359,967
15. 国庫支出金	4,558,155	96,995	4,655,150
16. 県支出金	2,281,043		2,281,043
17. 財産収入	16,261		16,261
18. 寄附金	668,005		668,005



単位：千円

款	既定額	補正額	計
19. 繰入金	1,073,813		1,073,813
20. 繰越金	300,000		300,000
21. 諸収入	840,076		840,076
22. 市債	251,000		251,000
歳入合計	29,244,755	96,995	29,341,750

## 歳 出

款	既 定 額	補 正 額	計
1. 議会費	259,997		259,997
2. 総務費	3,305,253		3,305,253
3. 民生費	13,538,427	96,995	13,635,422
4. 衛生費	3,598,033		3,598,033
5. 労働費	4,058		4,058
6. 農林水産業費	132,242		132,242
7. 商工費	298,290		298,290
8. 土木費	2,732,196		2,732,196
9. 消防費	998,439		998,439
10. 教育費	3,343,740		3,343,740
11. 災害復旧費	6		6
12. 公債費	981,871		981,871
13. 諸支出金	2,203		2,203
14. 予備費	50,000		50,000
歳 出 合 計	29,244,755	96,995	29,341,750



## 2 歳 入

1 5 款 国庫支出金

4 項 国庫交付金

目	既 定 額	補 正 額	計
5. 民生費国庫交付金	0	96,995	96,995
計	571,928	96,995	668,923

15款 国庫支出金

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 児童福祉費交付金	96,995	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 96,995

# 3 歳 出

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 児童措置費	1,854,527	96,995	1,951,522	96,995 国			
計	7,219,083	96,995	7,316,078	96,995			

3款 民生費

単位：千円

節		明	
区 分	金 額	細 節	説 明
1. 報酬	78	報酬（会計年度任用職員） 78	子育て世帯生活支援特別給付金支給事業 96,995 報酬（会計年度任用職員） 78 職員手当 370
3. 職員手当等	370	時間外勤務手当 370	費用弁償（会計年度任用職員） 2 印刷製本費 90 通信運搬費 113
8. 旅費	2	費用弁償（会計年度任用職員） 2	手数料 220 電算事務委託料 1,122 生活支援特別給付金 95,000
10. 需用費	90	印刷製本費 90	
11. 役務費	333	通信運搬費 113 手数料 220	
12. 委託料	1,122		
18. 負担金、補助及び交付金	95,000	補助金 95,000	

給 与 費 明 細 書

一般職

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	505 (519)	697,982	1,916,530	1,520,668	4,135,180	945,101	5,080,281	
補正前	505 (519)	697,904	1,916,530	1,520,298	4,134,732	945,101	5,079,833	
比 較	0 (0)	78	0	370	448	0	448	

備考 職員数（ ）内は、短時間勤務職員及び会計年度任用職員について外書き

職員 手当 の 内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)
	補正後	44,986	260,810	30,607	22,534	37	112,361
	補正前	44,986	260,810	30,607	22,534	37	111,991
	比 較	0	0	0	0	0	370
職員 手当 の 内訳	区 分	宿日直手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	700	63,143	575,235	383,675	26,280	300
	補正前	700	63,143	575,235	383,675	26,280	300
	比 較	0	0	0	0	0	0



ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	505 (35)		1,916,530	1,410,789	3,327,319	945,101	4,272,420	
補正前	505 (35)		1,916,530	1,410,419	3,326,949	945,101	4,272,050	
比 較	0 (0)		0	370	370	0	370	

備考 職員数（ ）内は、短時間勤務職員について外書き

職員 手当 の 内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)
	補正後	44,986	260,810	30,607	22,534	37	112,361
	補正前	44,986	260,810	30,607	22,534	37	111,991
	比 較	0	0	0	0	0	370
職員 手当 の 内訳	区 分	宿日直手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	700	63,143	465,356	383,675	26,280	300
	補正前	700	63,143	465,356	383,675	26,280	300
	比 較	0	0	0	0	0	0

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	0 (484)	697,982		109,879	807,861		807,861	
補正前	0 (484)	697,904		109,879	807,783		807,783	
比 較	0 (0)	78		0	78		78	

備考 職員数（ ）内は、短時間勤務職員について外書き

職員 手当 の 内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)
	補正後						
	補正前						
	比 較						
	区 分	宿日直手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後			109,879			
	補正前			109,879			
	比 較			0			

## 議案第37号

### 日進市税条例の一部改正について

日進市税条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年5月18日提出

日進市長 近藤 裕 貴

#### 1 提案理由

この案を提出するのは、地方税法の一部改正に伴い、日進市税条例の一部を改正する必要があるからであります。

#### 2 主な改正点

- (1) 森林環境税の導入に伴い、その賦課徴収を個人市民税と合わせて実施するに当たり、賦課徴収の方法や納税通知書の記載等の規定を整備する。
- (2) 原動機付自転車から区分して新たに定義された特定小型原動機付自転車（一定の要件を満たす電動キックボード等）に係る税額を2,000円とする。
- (3) その他必要な規定の整理を行う。



日進市税条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日  
 条 例 第 号

日進市税条例(昭和29年日進町条例第5号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)                      第33条の9 略</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は<u>当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付すべき金額により当該納税義務者の前項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。</u></p> <p>3 略</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第35条の3の2 略</p> <p>2 <u>前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1</u></p>	<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)                      第33条の9 略</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は<u>当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</u></p> <p>3 略</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第35条の3の2 略</p>

項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

- 3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。
- 4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。
- 5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第51条の9第3項において同じ。)により提供することができる。
- 6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。  
(個人の市民税の徴収の方法等)

- 2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。
- 3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。
- 4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第51条の9第3項において同じ。)により提供することができる。
- 5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。  
(個人の市民税の徴収の方法)

第37条 個人の市民税は、第42条、第45条の2第1項、第45条の5又は第51条の5の規定により特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法により徴収する。

2 略

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

(個人の市民税の納税通知書)

第40条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額、個人の県民税額及び森林環境税額の合算額(第45条第1項又は第45条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては、特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第45条第1項又は第45条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第42条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)の合算額を特別徴収の方法により徴収する。

(1)・(2) 略

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収

第37条 個人の市民税は、第42条、第45条の2第1項、第45条の5又は第51条の5の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。

2 略

(個人の市民税の納税通知書)

第40条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額及び県民税額の合算額(第45条第1項又は第45条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第45条第1項又は第45条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第42条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を特別徴収の方法によって徴収する。

(1)・(2) 略

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を前項の規定によって

の方法により徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収する。ただし、第35条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

- 3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により徴収することが適当でないとして認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

#### 4 略

- 5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者(所得税法第183条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動により従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法により徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴

特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第35条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

- 3 前項本文の規定によって給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でないとして認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

#### 4 略

- 5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者(所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動によって従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に



収の方法により徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法により徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法により徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

- 6 特別徴収の方法により個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を特別徴収の方法により徴収する。

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)

- 第45条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった場合には、特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第39条第1項の納期がある場合にはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には

特別徴収の方法によって徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法によって徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

- 6 特別徴収の方法によって、個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の納税義務者から申出があった場合及びその事由がその年の翌年の1月1日から4月30日までの間において発生した場合には、当該納税義務者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を特別徴収の方法によって徴収する。

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)

- 第45条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第39条第1項の納期がある場合にはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の

直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

- 2 法第321条の6第1項の通知により変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

(公的年金等に係る個人の市民税の特別徴収)

- 第45条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第45条の5において同じ。)の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第42条第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第45条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下こ

納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

- 2 法第321条の6第1項の通知によって変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該納税者の未納に係る徴収金に充当する。

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

- 第45条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第42条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第45条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給

の節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。

(1) 略

(2) 特別徴収の方法により徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第39条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第45条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第39条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について

付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

(1) 略

(2) 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第39条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第45条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第39条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について

て、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

(種別割の税率)

第75条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア～ウ 略

エ 三輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するもの)にあっては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2)・(3) 略

附 則

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特

て、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。

(種別割の税率)

第75条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア～ウ 略

エ 三輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するもの)にあっては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2)・(3) 略

附 則

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特

<p>例)</p> <p>第15条の3 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第16条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>	<p>例)</p> <p>第15条の3 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第16条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>
--	--

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、令和5年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第33条の9第2項並びに第37条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第40条、第42条、第45条、第45条の2及び第45条の6の改正規定並びに附則第15条の3第4項及び第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに第3条第1項(この条例による改正後の日進市税条例(以下「新条例」という。)附則第16条の2第3項に係る部分に限る。)及び第2項の規定 令和6年1月1日
- (2) 第35条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

### (市民税に関する経過措置)

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の日進市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第35条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき日進市税条例第35条の3の2第1項に規定する給与(以下この項において「給与」という。)について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

### (軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第75条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第15条の3第4項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

議案第 38 号

令和 5 年度日進市一般会計補正予算（第 3 号）について

令和 5 年度日進市一般会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出します。

令和 5 年 5 月 18 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

提案理由

地方自治法第 218 条第 1 項に基づき提案するものであります。





令和5年度（第3号）

日進市一般会計補正予算書

令和5年度日進市一般会計補正予算（第3号）

令和5年度日進市の一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ396,198千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,737,948千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年5月18日提出

日進市長 近藤 裕 貴

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	既定額	補正額	計
15. 国庫支出金		4,655,150	334,256	4,989,406
	2. 国庫補助金	389,869	6,466	396,335
	4. 国庫交付金	668,923	327,790	996,713
19. 繰入金		1,073,813	61,942	1,135,755
	2. 基金繰入金	1,069,201	61,942	1,131,143
歳入合計		29,341,750	396,198	29,737,948

歳 出

単位：千円

款	項	既 定 額	補 正 額	計
2. 総務費		3,305,253	6,466	3,311,719
	1. 総務管理費	2,618,275	6,466	2,624,741
3. 民生費		13,635,422	284,732	13,920,154
	1. 社会福祉費	5,955,623	268,536	6,224,159
	2. 児童福祉費	7,316,078	16,196	7,332,274
4. 衛生費		3,598,033	25,000	3,623,033
	1. 保健衛生費	1,595,487	25,000	1,620,487
7. 商工費		298,290	80,000	378,290
	1. 商工費	298,290	80,000	378,290
10. 教育費		3,343,740	0	3,343,740
	5. 保健体育費	1,143,870	0	1,143,870
歳 出 合 計		29,341,750	396,198	29,737,948

令和5年度（第3号）

日進市一般会計補正予算説明書

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括 歳入

単位：千円

款	既定額	補正額	計
1. 市税	16,022,779		16,022,779
2. 地方譲与税	183,700		183,700
3. 利子割交付金	7,100		7,100
4. 配当割交付金	100,000		100,000
5. 株式等譲渡所得割交付金	64,000		64,000
6. 法人事業税交付金	90,000		90,000
7. 地方消費税交付金	1,900,000		1,900,000
8. ゴルフ場利用税交付金	1,600		1,600
9. 環境性能割交付金	50,000		50,000
10. 地方特例交付金	106,001		106,001
11. 地方交付税	40,000		40,000
12. 交通安全対策特別交付金	10,000		10,000
13. 分担金及び負担金	321,255		321,255
14. 使用料及び手数料	359,967		359,967
15. 国庫支出金	4,655,150	334,256	4,989,406
16. 県支出金	2,281,043		2,281,043
17. 財産収入	16,261		16,261
18. 寄附金	668,005		668,005

単位：千円

款	既定額	補正額	計
19. 繰入金	1,073,813	61,942	1,135,755
20. 繰越金	300,000		300,000
21. 諸収入	840,076		840,076
22. 市債	251,000		251,000
歳入合計	29,341,750	396,198	29,737,948

## 歳 出

款	既 定 額	補 正 額	計
1. 議会費	259,997		259,997
2. 総務費	3,305,253	6,466	3,311,719
3. 民生費	13,635,422	284,732	13,920,154
4. 衛生費	3,598,033	25,000	3,623,033
5. 労働費	4,058		4,058
6. 農林水産業費	132,242		132,242
7. 商工費	298,290	80,000	378,290
8. 土木費	2,732,196		2,732,196
9. 消防費	998,439		998,439
10. 教育費	3,343,740	0	3,343,740
11. 災害復旧費	6		6
12. 公債費	981,871		981,871
13. 諸支出金	2,203		2,203
14. 予備費	50,000		50,000
歳 出 合 計	29,341,750	396,198	29,737,948



単位：千円

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
6,466			0
197,556			87,176
20,341			4,659
65,092			14,908
44,801			△44,801
334,256			61,942

## 2 歳 入

1 5 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	既 定 額	補 正 額	計
1. 総務費国庫補助金	27,505	6,466	33,971
計	389,869	6,466	396,335

1 5 款 国庫支出金

4 項 国庫交付金

1. 総務費国庫交付金	299,354	327,790	627,144
計	668,923	327,790	996,713

1 9 款 繰入金

2 項 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	652,456	61,942	714,398
計	1,069,201	61,942	1,131,143

15款 国庫支出金  
19款 繰入金

単位：千円

節		金額	説明	
区分				
2. 戸籍住民基本台帳費補助金	6,466	マイナンバーカード交付事務	6,466	

1. 総務費国庫交付金	327,790	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	327,790	

1. 財政調整基金繰入金	61,942	財政調整基金繰入金	61,942	

### 3 歳 出

#### 2 款 総務費

#### 1 項 総務管理費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国	地方債	その他	
6. 企画費	354,131	6,466	360,597	6,466			
				6,466			
計	2,618,275	6,466	2,624,741	6,466			

#### 3 款 民生費

#### 1 項 社会福祉費

5. 臨時特別給付金給付事業費	0	268,536	268,536	179,575			88,961
				179,575			
計	5,955,623	268,536	6,224,159	179,575			88,961

#### 3 款 民生費

#### 2 項 児童福祉費

2. 児童措置費	1,951,522	16,196	1,967,718	13,178			3,018
				13,178			

2款 総務費  
3款 民生費

単位：千円

節		説 明	
区 分	金 額	細 節	
12. 委託料	6,466		情報化推進事業 6,466 マイナポイント支援委託料 6,466

3. 職員手当等	1,500	時間外勤務手当 1,500	臨時特別給付金給付事業 268,536
10. 需用費	350	消耗品費 350	職員手当 1,500 消耗品費 350
11. 役務費	13,013	通信運搬費 2,649 手数料 10,364	通信運搬費 2,649 口座振込手数料 902 派遣手数料 9,462 電算事務委託料 13,117 コンピュータ機器等借上料 556
12. 委託料	13,117		電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金 195,000 令和5年度にしんくらし応援給付金 45,000
13. 使用料及び賃借料	556		
18. 負担金、補助及び交付金	240,000	補助金 240,000	

10. 需用費	15	印刷製本費 15	子育て世帯生活支援特別給付金支給事業 16,196
11. 役務費	59	通信運搬費 19 手数料 40	印刷製本費 15 通信運搬費 19 手数料 40 電算事務委託料 1,122
12. 委託料	1,122		令和5年度にしん子育て世帯応援給付金 15,000

## 3款 民生費

## 2項 児童福祉費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 児童措置費							
3. 保育所費	4,031,269	0	4,031,269	4,803 国	4,803		△4,803
計	7,316,078	16,196	7,332,274	17,981			△1,785

## 4款 衛生費

## 1項 保健衛生費

5. 環境衛生費	29,235	25,000	54,235	20,341 国	20,341		4,659
計	1,595,487	25,000	1,620,487	20,341			4,659

## 7款 商工費

## 1項 商工費

2. 商工振興費	178,594	80,000	258,594	65,092 国	65,092		14,908
計	298,290	80,000	378,290	65,092			14,908

## 10款 教育費

## 5項 保健体育費

3. 学校給食費	893,849	0	893,849	44,801 国	44,801		△44,801
計	1,143,870	0	1,143,870	44,801			△44,801

3款 民生費  
4款 衛生費  
7款 商工費

10款 教育費

単位：千円

節		説 明	
区 分	金 額	細 節	
18. 負担金、補助及び交付金	15,000	補助金 15,000	
			公立保育園管理運営事業 財源補正

18. 負担金、補助及び交付金	25,000	補助金 25,000	環境基本計画推進事業 25,000 省エネ家電製品購入費補助金 25,000

18. 負担金、補助及び交付金	80,000	補助金 80,000	商工業振興事業 80,000 エネルギー価格高騰対策設備投資補助金 80,000

			学校給食調理事業 財源補正

給 与 費 明 細 書

一般職

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	505 (519)	697,982	1,916,530	1,522,168	4,136,680	945,101	5,081,781	
補正前	505 (519)	697,982	1,916,530	1,520,668	4,135,180	945,101	5,080,281	
比 較	0 (0)	0	0	1,500	1,500	0	1,500	

備考 職員数（ ）内は、短時間勤務職員及び会計年度任用職員について外書き

職員 手当 の 内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)
	補正後	44,986	260,810	30,607	22,534	37	113,861
	補正前	44,986	260,810	30,607	22,534	37	112,361
	比 較	0	0	0	0	0	1,500
	区 分	宿日直手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	700	63,143	575,235	383,675	26,280	300
	補正前	700	63,143	575,235	383,675	26,280	300
	比 較	0	0	0	0	0	0



ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	505 (35)		1,916,530	1,412,289	3,328,819	945,101	4,273,920	
補正前	505 (35)		1,916,530	1,410,789	3,327,319	945,101	4,272,420	
比 較	0 (0)		0	1,500	1,500	0	1,500	

備考 職員数（ ）内は、短時間勤務職員について外書き

職員 手当 の 内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)
	補正後	44,986	260,810	30,607	22,534	37	113,861
	補正前	44,986	260,810	30,607	22,534	37	112,361
	比 較	0	0	0	0	0	1,500
	区 分	宿日直手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	700	63,143	465,356	383,675	26,280	300
	補正前	700	63,143	465,356	383,675	26,280	300
	比 較	0	0	0	0	0	0



議案第39号

工事請負契約の締結について  
(香久山小学校南棟・中棟／外壁等改修工事)

下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和5年5月18日提出

日進市長 近藤裕貴

記

- |               |                     |
|---------------|---------------------|
| 1 工 事 名       | 香久山小学校南棟・中棟／外壁等改修工事 |
| 2 工 事 場 所     | 日進市香久山地内            |
| 3 契 約 の 金 額   | 金159,390,000円       |
| 4 契 約 先 の 名 称 | 滝藤建設株式会社            |
| 5 契 約 の 方 法   | 一般競争入札              |

提案理由

この案を提出するのは、日進市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるからであります。



1 契約先概要

- (1) 契約先の名称 滝藤建設株式会社  
(2) 所在地 愛知県名古屋市昭和区南分町三丁目46番地  
(3) 代表者 代表取締役 滝 和弘

2 履行期間

- 着手 令和5年5月25日  
完了 令和6年3月8日

3 工事概要

香久山小学校の南棟、中棟及び渡り廊下の外壁等改修を行う。

4 業務内容

- (1) 外壁改修 南棟 2,621 m<sup>2</sup> 中棟 645 m<sup>2</sup> 渡り廊下 15 m<sup>2</sup>  
(2) 防水改修 南棟 492 m<sup>2</sup> 中棟 320.3 m<sup>2</sup>


建物概要

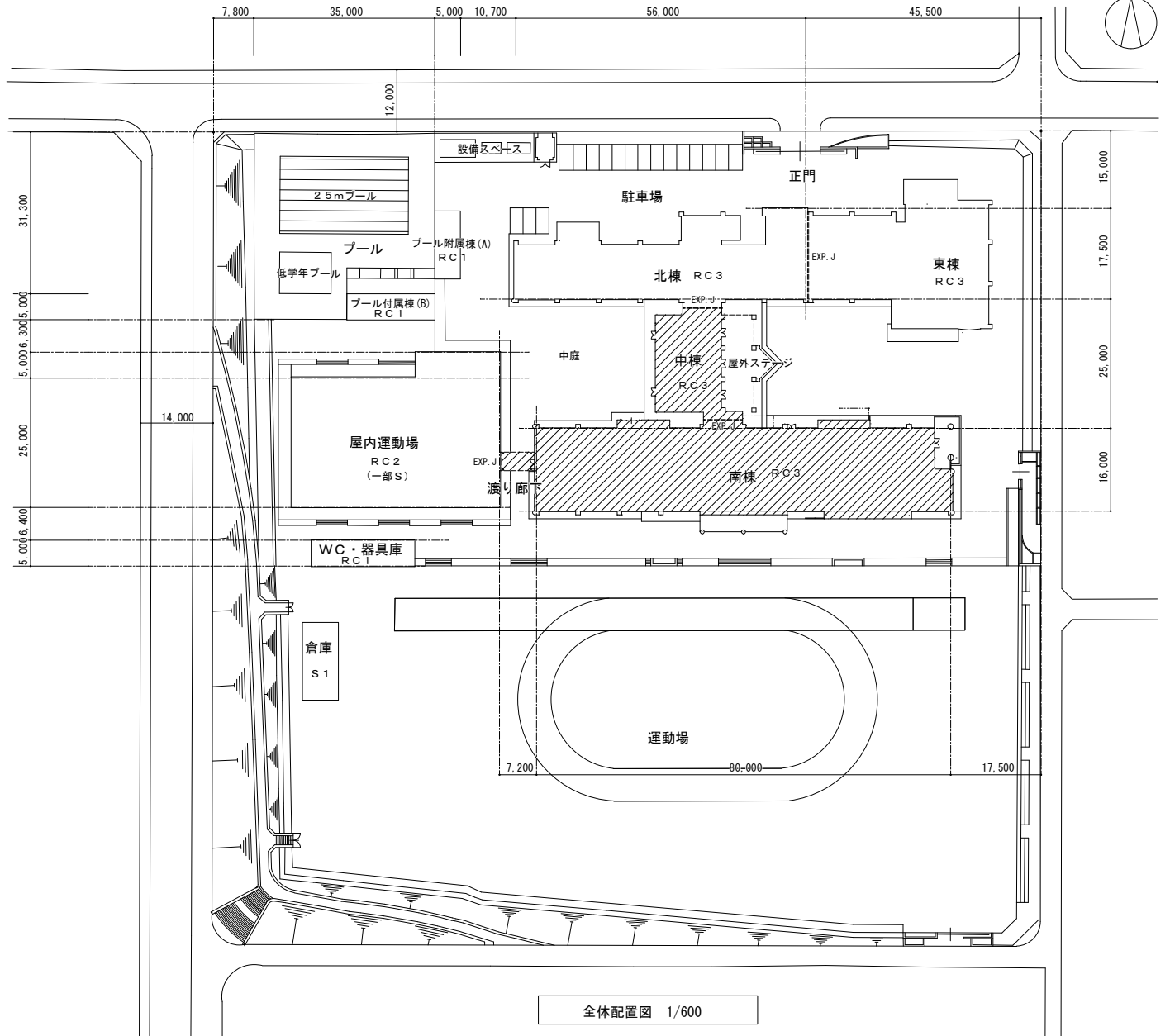
敷地住所	愛知県日進市香久山五丁目1701番地			
主要用途	小学校			
敷地面積	25,188.94m <sup>2</sup>			
用途地域	第1種中高層住居専用地域			
建蔽率	60%			
容積率	150%			
防火指定	指定なし			
工事範囲	床面積 (m <sup>2</sup> )			
	階数	南棟	渡り廊下	中棟
3階	1,286.84		121.80	1,408.64
2階	1,286.84	20.20	240.27	1,547.31
1階	1,337.38		258.05	1,595.43
合計	3,911.06	20.20	620.12	4,551.38

工事概要

- ・南棟、中棟及び渡り廊下 外壁改修工事
  - ・庇、屋上 防水改修
  - ・堅樋 撤去新設
  - ・シーリング打ち替え、サッシ廻り、外壁目地
  - ・外壁、塗装 (アスベスト含有下地調整材共) 撤去 クラック補修
  - ・外壁、浮き部分補修
  - ・外壁、塗装新設
  - ・外壁廻り 照明器具、スピーカー等設備機器更新

凡例

 工事範囲を示す。

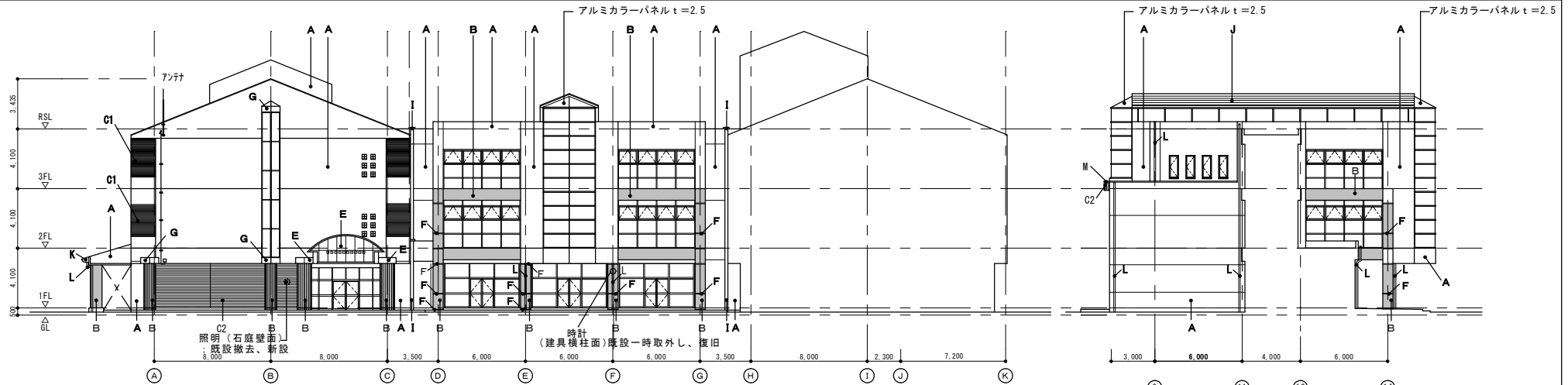


全体配置図 1/600

株式会社中建設計	香久山小学校南棟・中棟／外壁等改修工事
1級建築士登録番号 第110562号 石田 壽	工事概要・配置図 縮尺

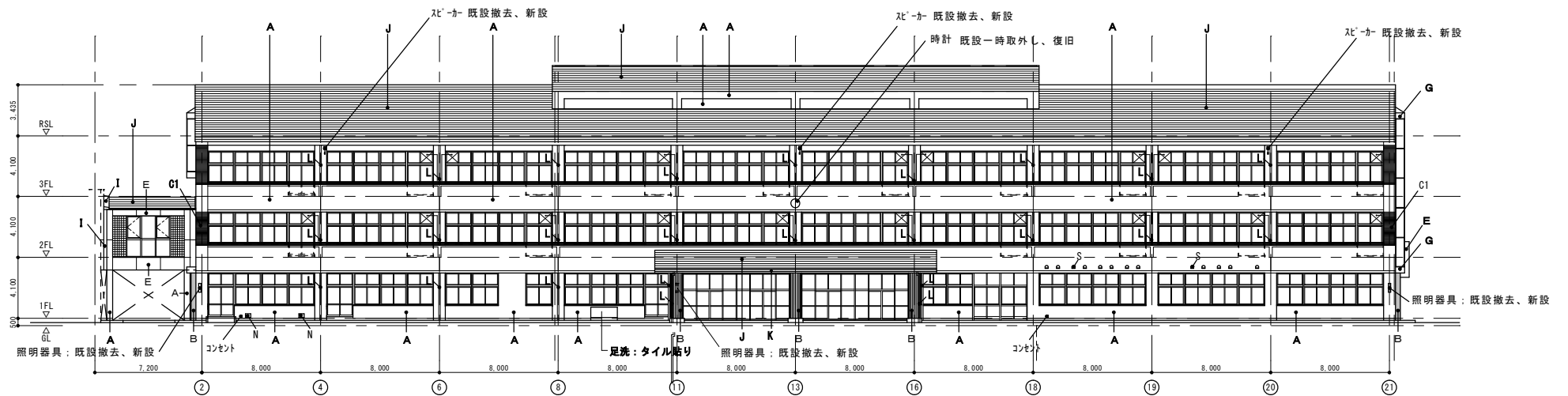
外部仕上表		< >内表記は既設仕上げを示す		[ ]・・・アスベスト含有建材を示す		
校舎棟屋根	3階屋根	改修前	屋根：<均しモルタルt20+アスファルトルーフィング22kg+ステンレス製段付屋根（垂木仕様）カラスステンレス t0.5（アスファルトフェルト17kg裏打 バックアップ材）> 軒樋：<コンクリート打放しの上塗膜防水、モルタル金コテ t30~60 > 一部<ステンレス製箱樋>			<b>特記事項</b> 1. 図中既設のままとある部分に関しても全てクリーニングすること。ガラスについて、全てクリーニングを行う。 2. 土間・壁コンクリート、タイル及びモルタルを撤去する場合、既存部との取合い部は、カッター等により切断し、既存部 に損傷を与えないよう行うこと。 3. 外壁面設備配管については養生し吹付けを行う事。 4. 屋上防水改修工事において、平場・立上りの取合い部の欠損部についてはポリマーセメントモルタルで平滑に補修すること。 5. 外部シーリングの打替は、打継目地(PU-2)20x20・建具廻り(MS-2)10x7とする。 6. 外部建具周りのシーリングは全て打替えとする。（MS-2）（2重水切りシーリングを含む）
		改修後	屋根：既設のまま 軒樋：既設のまま			
	南棟昇降口前庇	改修前	屋根：<均しモルタルt20+アスファルトルーフィング22kg+ステンレス製段付屋根（垂木仕様）カラスステンレス t0.5（アスファルトフェルト17kg裏打 バックアップ材）> 軒樋：<ステンレス製>			
		改修後	屋根：既設のまま 軒樋：既設のまま			
屋上(南棟、中棟)	改修前	床及び立上り部：<モルタルコテ押えの上シート防水> ルーフドレイン：<100φ用> 立上り部は<シート防水>撤去 笠木部：<コンクリート打放し複層塗材E> 塗膜（下地調整材共）撤去、			<b>【石綿含有仕上塗材の除去等とその飛散防止対策について】</b> 石綿含有仕上塗材等の除去を伴う外壁改修工法は「建築改修工事特記仕様書」「公共建築改修工事標準仕様書」によるほか、下記の工法とする。 <b>共通事項</b> 1 一般事項 ① 作業は、除去対象部分を湿潤化して実施する。 ② ディスクグラインダーやドリルは、集じん装置機付のものを使用する。湿式集塵装置付きディスクグラインダーケレン工法 ③ 必要に応じてプラスチックシート等で作業エリア周辺を養生する。（労基署や保健所の指示等がある部分） ④ 届出が必要な石綿含有仕上塗材の除去等に伴い発生した廃棄物（作業で使用した使い捨て着衣や養生材等を含む）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条の4第5号トの規定による廃石綿等（特別管理産業廃棄物）として処分する。 2 足場つなぎ等の設置 ① 対象部分を湿潤化し、集じん装置付ドリル等で穿孔を行う。 ② 廃水はウエス等でふき取り、法令に基づき適正に処分する。 <b>外壁改修等</b> 1 コンクリート打ち放し仕上げ外壁の改修 (1) ひび割れ部改修工法 ⇒ 原則として、自動式低圧エポキシ樹脂注入工法とする。 ② Uカットシール材充填工法（ひび割れ幅1.0mmを超える） ⇒ 湿潤化し、集じん装置付ディスクグラインダー等でUカットを行う。 ⇒ 廃水はウエス等でふき取り、法令に基づき適正に処分する。 ③ シール工法（ひび割れ幅0.2mm未満） (2) 欠損部改修工法 ⇒ 欠損部周辺のぜい弱部分は、既存塗膜部分を湿潤化し、集じん装置付ディスクグラインダー等で除去した後ハンマー等で軽い打撃を与えて除去する。 ⇒ 廃水はウエス等でふき取り、法令に基づき適正に処分する。 2 モルタル塗り仕上げ外壁の改修 (1) ひび割れ部改修工法 ① 樹脂注入工法（ひび割れ幅0.2mm以上 1.0mm以下） ⇒ 原則として、自動式低圧エポキシ樹脂注入工法とする。 ② Uカットシール材充填工法（ひび割れ幅1.0mmを超える） ⇒ 湿潤化し、集じん装置付ディスクグラインダー等でUカットを行う。 ⇒ 廃水はウエス等でふき取り、法令に基づき適正に処分する。 ③ シール工法（ひび割れ幅0.2mm未満） (2) 欠損部改修工法 ① 充填工法 ⇒ 欠損部周辺のモルタル浮き部分は、既存塗膜部を湿潤化し、集じん装置付ディスクグラインダー等で健全部と縁を切って除去する。 ⇒ 廃水はウエス等でふき取り、法令に基づき適正に処分する。 ② モルタル塗替え工法 ⇒ 欠損部周辺のモルタル浮き部分は、既存塗膜部を湿潤化し、集じん装置付ディスクグラインダー等で健全部と縁を切って除去する。 ⇒ 廃水はウエス等でふき取り、法令に基づき適正に処分する。 (3) 浮き部改修工法 ① アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 ② アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 ③ アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法 ⇒ (①~③共通) 湿潤化し、集じん装置付ドリル等でアンカーピンを挿入する孔を穿孔する。 ⇒ (①~③共通) 樹脂等を注入する場合は、必要に応じて乾燥させてから行う。 ⇒ (①~③共通) 廃水はウエス等でふき取り、法令に基づき適正に処分する。 ④ 充填工法 ⇒ モルタルの浮き部分は、既存塗膜部を湿潤化し、集じん装置付ディスクグラインダー等で健全部と縁を切って除去する。 ⇒ 廃水はウエス等でふき取り、法令に基づき適正に処分する。 ⑤ モルタル塗替え工法 ⇒ 従来通り。 3 ボード類の除去等 石綿含有仕上塗材が吹付又は塗布されたボード類の除去は、石綿含有成形板の場合とは 取扱いが異なるので注意すること。詳細については、関係機関に相談する。 4 シーリングの打ち替え ⇒ 打継ぎ目地、誘発目地、建具廻り等のシーリングの打ち替えは、対象部分を湿潤化し、カッターナイフ等で縁切りをして除去する。 ⇒ 廃水はウエス等でふき取り、法令に基づき適正に処分する。	
	改修後	床及び立上り：シート防水撤去、樹脂モルタルにて下地調整の上 外気系塗膜防水(X-2)新設 笠木部：<>水洗い、ひび割れ及び浮き部分補修、下地調整の上 防水型複層塗材E				
テラス	改修前	床及び立上り：<コンクリート金コテ下地塗膜防水+保護モルタル t30 伸縮目地切 #2,250> 腰壁：<合板型枠コンクリート打放目地切 複層塗材E> 塗膜（下地調整材共）撤去、 手摺：<ステンレス製> ルーフドレイン：<100φ用> 中継ドレイン：<100φ用>				
	改修後	床及び立上り：樹脂モルタルにて下地調整の上 外気系塗膜防水(X-2)新設 腰壁<> ひび割れ及び浮き部分補修、下地調整の上 防水型複層塗材E 手摺：<>既設のまま 中継ドレイン：既設のまま				
軒裏	改修前	<合板型枠コンクリート打放し目地切 複層塗材E> 塗膜（下地調整材共）撤去、				
	改修後	ひび割れ及び浮き部分補修、下地調整の上 防水型複層塗材E				
軒天井	改修前	<ケイ酸カルシウム板 t6 及び有孔ケイ酸カルシウム板 t6の上 E P> 軽量鉄骨下地共撤去				
	改修後	軽量鉄骨天井下地材新設 ケイカル板及び有孔ケイカル板 t6 新設の上 一液性多機能カチオンシーラー+水性アクリルシリコン樹脂系軒天井上塗材				
南棟玄関廻り軒天井 中棟ピロティ上部天井	改修前	<軽量鉄骨下地 アルミ製スパンドレル t1.0> アルミ製スパンドレル撤去				
	改修後	アルミ製スパンドレル t1.0 新設				
校舎棟外壁一般部	改修前	<合板型枠コンクリート打放し目地切 複層塗材E> 塗膜（下地調整材共）撤去、				
	改修後	ひび割れ及び浮き部分補修、下地調整の上 防水型複層塗材E				
校舎棟外壁一部柱型等	改修前	<合板型枠コンクリート打放しアクリル樹脂系エマルジョン（石模様）吹付> 塗膜（下地調整材共）撤去、				
	改修後	ひび割れ及び浮き部分補修、下地調整の上 アクリル樹脂系エマルジョン（石模様）吹付				
校舎棟外壁タイル貼り部	改修前	<合板型枠コンクリート打放し磁器質50角ラスターモザイクタイル貼りまたは二丁掛タイル貼り>				
	改修後	ひび割れ及び浮き部分補修の上 外気系塗膜防水(X-2)新設				
外部巾木	改修前	モルタル金コテ				
	改修後	ひび割れ及び浮き部分補修 水洗い				
庇	改修前	<防水モルタル金コテ>				
	改修後	樹脂モルタルにて下地調整の上、外気系塗膜防水(X-2) 庇裏：水洗いの上、アクリル吹付				
堅樋	改修前	<硬質塩化ビニル管（VP管）φ100（白色管）組み金物ステンレス製（SUS304）@1200内外> 金物共撤去				
	改修後	硬質塩化ビニル管（VP管）φ100（カラー管）組み金物ステンレス製（SUS304）@1200内外 新設				
渡り廊下外壁	改修前	<カラーアルミパネル t1.2> <1階柱：鉄骨の上コンクリート根巻 複層塗材E> 塗膜（下地調整材共）撤去、				
	改修後	高圧水洗 1階柱：ひび割れ及び浮き部分補修、下地調整の上 防水型複層塗材E				
渡り廊下屋根	改修前	<カラスステンレス t0.5（アスファルトフェルト17kg裏打 バックアップ材）>				
	改修後	既設のまま				
渡り廊下軒天井	改修前	<軽量鉄骨下地 ケイ酸カルシウム板 t6の上 複層塗材E> 天井仕上げ材撤去				
	改修後	ケイカル板 t6 新設の上 一液性多機能カチオンシーラー+水性アクリルシリコン樹脂系軒天井上塗材				

株式会社中建設計	香久山小学校南棟・中棟／外壁等改修工事
1級建築士登録番号 第110562号 石田 喬	仕上表 縮尺



南棟・中棟 東側立面図 1:200

中棟 南側立面図 1:200



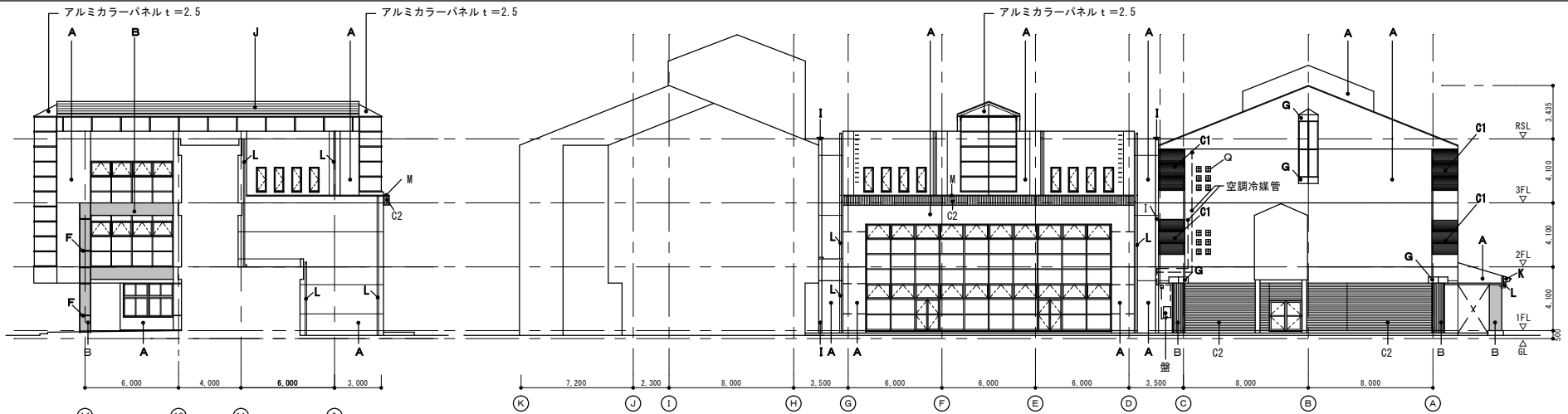
南棟 南側立面図 1:200

【仕上げ凡例】

記号	仕上げ(改修前)	仕上げ(改修後)	記号	仕上げ(改修前)	仕上げ(改修後)	記号	仕上げ(改修前)	仕上げ(改修後)
A	外壁(一般部・柱型): 複層塗材 E/下地コンクリート打放し (下地調整材に7A <sup>+</sup> 1含有)	塗膜撤去、下地調整の上 防水型複層塗材 E	G	カラーステンレス t=1.2加工パネル	高圧水洗	N	換気レジスターガラリ	既設のまま
B	外壁(一般部・柱型): 7A <sup>+</sup> 樹脂エマルジョン(石模様)吹付/下地コンクリート打放し	塗膜撤去、下地調整の上 アクリル樹脂系石状吹付材	H	テラス手摺: ステンレスパイプ製	高圧水洗	O	クリーンヒーター用スリーブ及びキャップ	既設のまま
C1	外壁(一般部・柱型): タイル貼り(磁器質3A <sup>+</sup> モザイク50角)	補修後 タイルカビ・シロカビ樹脂塗布工法	I	エキスパンション金物	高圧水洗	P	タラップ: ステンレス製22φ	高圧水洗
C2	外壁(一般部・柱型): タイル貼り(磁器質2丁掛付)	補修後 タイルカビ・シロカビ樹脂塗布工法	J	屋根: カラーステンレス t=0.5 段葺	既設のまま	Q	ガラスブロック窓	既設のまま
D	巾木: モルタル金コテ	補修後水洗い	K	軒樋: ステンレス製箱樋	既設のまま	R	館名文字: ステンレス箱文字150角 10文字	高圧水洗
E	カラーアルミパネル t=1.2	高圧水洗	L	縦樋: 硬質塩ビ製 VP100 OP 撤去、 挿み金物: FB-25×4@1,300 OP、FB-25×6@1,400 OP 撤去	挿み金物共撤去新設	S	アルミ製ベントキャップ	既設のまま
F	目地: カラーアルミ W=50	高圧水洗	M	パラペット: アルミ製空木	高圧水洗	T	庇: コンクリート製	A及び防水改修

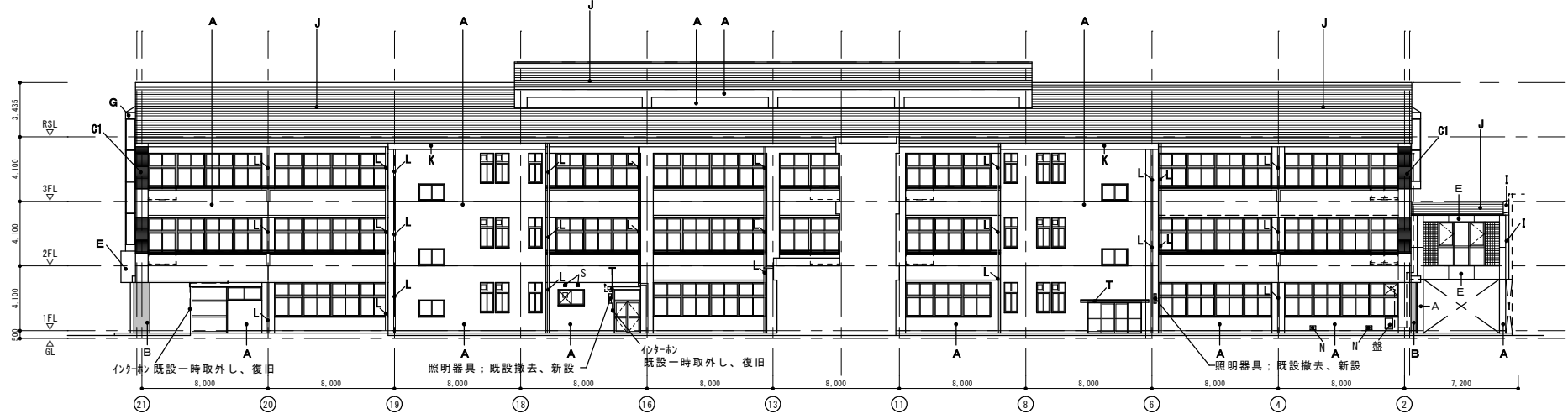
株式会社中建設	香久山小学校南棟・中棟/外壁等改修工事
1級建築士登録番号 第110562号 石田 壽	立面図 1 縮尺





中棟 北側立面図 1:200

南棟・中棟 西側立面図 1:200



南棟 北側立面図 1:200

【仕上げ凡例】

記号	仕上げ (改修前)	仕上げ (改修後)	記号	仕上げ (改修前)	仕上げ (改修後)	記号	仕上げ (改修前)	仕上げ (改修後)
A	外壁(一般部・柱型): 複層塗材 E/下地コンクリート打放し (下地調整材に7X4'含有)	塗膜撤去、下地調整の上 防水型複層塗材E	G	カラーステンレス t=1.2加工パネル	高圧水洗	N	換気レジスターガラリ	既設のまま
B	外壁(一般部・柱型): アクリル樹脂エマルジョン (石模様) 吹付/下地コンクリート打放し	塗膜撤去、下地調整の上 アクリル樹脂 系石状吹付材	H	テラス手摺: ステンレスパイプ製	高圧水洗	O	クリーンヒーター用スリーブ及びキャップ	既設のまま
C1	外壁(一般部・柱型): タイル貼り (磁器質35x35寸 1/4角)	補修後 タイル剥離・ペンキ塗布樹脂塗布工法	I	エキスパンション金物	高圧水洗	P	タラップ: ステンレス製22φ	高圧水洗
C2	外壁(一般部・柱型): タイル貼り (磁器質2丁掛タイル)	補修後 タイル剥離・ペンキ塗布樹脂塗布工法	J	屋根: カラーステンレス t=0.5 段葺	既設のまま	Q	ガラスブロック窓	シール打替
D	巾木 : モルタル金コテ	補修後水洗い	K	軒樋: ステンレス製箱樋	既設のまま	R	館名文字: ステンレス箱文字150角 10文字	高圧水洗
E	カラーアルミパネル t=1.2	高圧水洗	L	壁樋: 硬質塩ビ製 VP100 OP 撤去、 挿み金物: FB-25×4@1,300 OP、FB-25×6@1,400 OP 撤去	挿み金物共撤去新設	S	アルミ製ベントキャップ	既設のまま
F	目地: カラーアルミ W=50	高圧水洗	M	パラベット: アルミ製笠木	高圧水洗	T	庇: コンクリート製	A及び防水改修

株式会社中建設計	香久山小学校南棟/中棟外壁等改修工事
1級建築士登録番号 第110562号 石田 壽	立面図 2 縮尺

調査結果集計表

棟	方位	ひび割れ (m)					浮き (㎡)		剝離・剥落 (箇所)			その他 (箇所)			
		錆計無し			錆計有り		モルタル コンクリート	タイル	0.01㎡ 未満	0.01㎡以上 0.03㎡未満	0.03㎡ 以上	仕上げ材 の劣化	シーリング の劣化	漏水跡 ワレットス	錆計
		0.2mm以上 1.0mm未満	1.0mm以上	補修跡	0.2mm以上 1.0mm未満	補修跡									
南棟	東	6.46	0.00	0.00	4.57	7.30	0.26	17.86	4	0	0	2	2	1	2
	西	2.45	0.15	43.24	2.04	0.00	2.56	13.47	0	0	1	2	2	0	0
	南	39.13	0.15	66.16	0.00	0.00	3.37	2.76	3	3	0	2	13	3	0
	北	30.43	0.00	25.21	16.87	5.36	2.20	2.87	0	3	3	11	7	2	0
	テラス内 1F廻り	51.2	0.00	37.38	0.00	0.00	4.72	0.00	3	2	1	0	2	0	0
中棟	東	2.69	0.00	0.00	5.95	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0
	西	43.50	0.00	9.33	2.42	0.00	0.23	0.54	2	0	1	3	1	3	1
	南	5.13	0.00	0.72	14.92	0.00	0.70	0.00	0	0	0	0	0	0	0
	北	2.08	0.00	1.51	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0
	屋上	27.11	0.00	13.90	0.00	0.00	0.38	0.00	0	1	0	14	0	0	0
	ピロティ	9.01	0.00	7.30	0.00	0.00	1.55	0.00	1	1	0	0	0	0	0
合計		219.19	0.30	204.75	46.77	12.66	15.97	37.50	13	10	6	34	27	9	3

外壁調査結果			改修方法
ひび割れ	0.2~1.0mm未満 (m)	265.98	低圧エポキシ樹脂注入工法
	1.0mm以上 (m)	0.30	Uカットシーリング工法
モルタル浮き	一般部 (㎡)	15.97	アンカービニング 全面エポキシ樹脂注入工法
タイル浮き	(㎡)	37.5	アンカービニング 全面エポキシ樹脂注入工法
剝離・剥落	0.01㎡未満 (箇所)	13	エポキシ樹脂モルタル充填工法
	0.01~0.03㎡未満 (箇所)	10	エポキシ樹脂モルタル充填工法
	0.03㎡以上 (箇所)	6	エポキシ樹脂モルタル充填工法

<p>ひび割れ 幅1.0mm以上部分 Uカットシーリング材充填工法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ひび割れ部に沿って、Uカット専用の幅10mmのブレードを用いて、ひび割れの中心を外さないように溝の深さを10~15mm程度にU字型に溝を切る。</li> <li>Uカット後は、溝内に付着している切り粉の清掃をワイヤーブラシ等でよくこすり、真空掃除機で吸い取る。</li> <li>プライマーの塗布。(シーリング材の製造所の推奨するもの。)</li> <li>シーリング材の充填。</li> <li>ポリマーセメントモルタルをコンクリート表面に合わせて平滑に塗り込む。</li> <li>確認</li> </ul> <p>Uカット プライマー塗布 シーリング材充填 2成分変成シリコンシーリング ポリマーセメントモルタル充填</p>	<p>ひび割れ 幅0.2mm超1.0mm未満、爆裂補修</p> <p>エポキシ樹脂モルタル充填工法 露出鉄筋部 はつり錆び落とし清掃の上防錆塗装 清掃の上被覆面にプライマーを塗布し、エポキシ樹脂モルタルを充填し、平滑に仕上げる</p> <p>モルタル 自動低圧式エポキシ樹脂注入工法 (ひびわれ0.2mm以上1mm未満)</p>	<p>浮き部分 アンカービニング併用全面エポキシ樹脂注入工法</p> <p>モルタル パテ状エポキシ樹脂 注入口 (12本/m<sup>2</sup>) 浮き代の測定を行ない注入量を決める パテ状エポキシ樹脂 ステンレスピン (SUS304 4φ 13本/m<sup>2</sup>)</p> <p>1.000 1.000</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● アンカービニング 固定部 13本/m<sup>2</sup></li> <li>○ 注入口 12本/m<sup>2</sup></li> </ul>
--	--	---

株式会社中建設	香久山小学校南棟・中棟/外壁等改修工事	
1級建築士登録番号 第110562号 石田 轟	アスベスト撤去・外壁補修集計	縮尺

議案第40号

工事請負契約の締結について  
(日進中学校始め4校／特別教室等空調設備設置工事)

下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和5年5月18日提出

日進市長 近藤裕貴

記

- |               |                         |
|---------------|-------------------------|
| 1 工 事 名       | 日進中学校始め4校／特別教室等空調設備設置工事 |
| 2 工 事 場 所     | 日進市本郷町始め4地内             |
| 3 契 約 の 金 額   | 金240,856,000円           |
| 4 契 約 先 の 名 称 | 株式会社カケン 日進支店            |
| 5 契 約 の 方 法   | 一般競争入札                  |

提案理由

この案を提出するのは、日進市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるからであります。



1 契約先概要

- (1) 契約先の名称 株式会社カケン 日進支店
- (2) 所在地 愛知県日進市折戸町前田7番地1
- (3) 代表者 支店長 一野 淳二

2 履行期間

- 着手 令和5年5月25日
- 完了 令和6年1月15日

3 工事概要

市内中学校4校の特別教室等に空調設備を設置する。

4 学校別設置室数及び台数

学校名	設置箇所	設置室数 (室)	設置台数 (台)	備考
日進中学校	特別教室	9	18	理科2室、美術2室、技術2室、家庭2室、特別活動1室
	配膳室等	3	3	配膳室1室、スタジオ1室、応接室1室
	計	12	21	
日進西中学校	特別教室	11	20	理科3室、美術2室、技術2室、家庭1室、特別活動3室
	配膳室等	2	2	配膳室1室、休憩室1室
	計	13	22	
日進東中学校	特別教室	9	16	理科2室、美術2室、技術2室、家庭2室、教育相談1室
	配膳室等	3	3	配膳室1室、スタジオ1室、保健室1室
	計	12	19	
日進北中学校	特別教室	8	16	理科2室、美術2室、技術2室、家庭2室
	配膳室等	0	0	
	計	8	16	
合計	特別教室	37	70	
	配膳室等	8	8	
	計	45	78	

